

空き家 解体費補助金 拡充しました。

空き家を解体した場合、
最大**100**万円補助します！

★制度の内容は裏面をご覧ください★

この制度に関するお問い合わせは
清川村 村づくり観光課 村づくり振興係 ☎046-288-3864

空き家解体費補助金制度

この制度は、村内に個人が所有する空き家（居住用の家屋だったもので、居住その他の使用されていないことがおおむね1年以上のもの）を解体した方に、解体に要した費用の一部を補助します。

補助対象者	・「空家等情報提供事業」に登録している空き家を解体し、売地へ登録変更した所有者
	・ 空き家を解体し、支払いが完了した日から3か月以内に「空家等情報提供事業」に売地として登録した所有者 ※不動産事業者等である者は除く
補助対象金額	施工業者を利用した補助対象工事に要する経費（消費税等を除く。）額の3分の1以内 ※千円未満切り捨て、上限100万円
補助対象工事	空き家を解体、撤去又は処分し、更地にする工事 ※家財、塀、車庫等の処分も含む
対象要件	・ 空き家が空家特措法第14条第2項に規定する勧告を受けていないこと ・ 所有権以外の権利が設定されていないこと ・ 他の制度等による補助金の交付を過去10年間受けていないこと
申請期間	解体の支払いが完了した日から起算して6か月以内
必要書類	空き家解体費補助金交付申請書に次の書類を添付して申請すること ・ 戸籍の附票（所有者が複数いる場合は所有者全員分） ・ 建物及び土地登記事項証明書（全部事項証明書）又はその写し ・ 補助対象経費の契約書の写し ・ 支払いが完了した日が確認できる書類（領収書等）又はその写し ・ 補助対象工事の内容が確認できる写真 ・ 未納税額がないことを証明する写真（納税証明書又は課税証明書） ・ 所有権が共有されている場合は、全ての所有者の同意を得ていることを証明する書類

詳しい内容については、「清川村空き家解体費補助金交付要綱」をご覧ください。
また、ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問合せください。